

徳島県病院局告示第十一号

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十二条の二の規定により、令和五年四月一日次のとおり私人に歳入の徴収の事務を委託した。

令和五年六月三十日

徳島県病院事業管理者 北 畑 洋

委託した事務	委託した私人
徳島県病院事業の設置等に関する条例（昭和三十九年徳島県条例第三十七号）第十条第一項に規定する使用料及び同条第二項に規定する使用料又は手数料の徴収の事務（徳島県立三好病院に係るものに限る。）	株式会社ソラスト
徳島県病院事業の設置等に関する条例第十条第一項に規定する使用料及び同条第二項に規定する使用料又は手数料の徴収の事務（徳島県立海部病院に係るものに限る。）	株式会社ニチイ学館
徳島県病院事業の設置等に関する条例第十条第四項の規定による使用料の徴収の事務（徳島県立中央病院に係るものに限る。）	合建警備保障株式会社
徳島県病院事業の設置等に関する条例第十条第四項の規定による使用料の徴収の事務（徳島県立三好病院に係るものに限る。）	ダイヤモンドサービス 代表 青木 由治